

第一種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 日生研株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

主たる機能を
有する事務所
の名称 日生研株式会社

許可の
有効期間 令和6年5月28日から
令和11年5月27日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 坂本 哲志

第二種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 日生研株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

主たる機能を
有する事務所
の名称 日生研株式会社

許可の
有効期間 令和6年5月28日から
令和11年5月27日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第二種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 坂本 哲志

第三種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名称 日生研株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

主たる機能を
有する事務所
の名称 日生研株式会社

許可の
有効期間 令和3年6月14日から
令和8年6月13日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第三種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 野上 浩太郎

動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 日生研株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

主たる機能を
有する事務所
の名称 日生研株式会社

許可の
有効期間 令和6年5月28日から
令和11年5月27日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた動物用体外診断用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 坂本 哲志